

熊本県介護保険審査会総会会議録

熊本県介護保険審査会運営規程第11条の規定により、下記のとおり会議録を作成する。

1 日 時	令和7年（2025年）5月30日（金） 午前10時から午前10時35分まで
2 開催方法	ハイブリッド方式（対面とオンライン併用）
3 場 所	熊本県防災センター2階 201会議室
4 出席者	〔委員：14人〕 ○被保険者代表 3人（全員対面） 伊津野委員、坂井委員、山田委員 ○市町村代表 1人（対面） 北口委員 （元松委員、草村委員は欠席） ○公益代表 10人（対面：7人、オンライン：3人） ＜対面＞ 井寺委員、岡委員、金澤委員、竹内委員、椿委員、 本田委員、由井委員 ＜オンライン＞ 猪本委員、倉田委員、生野委員 （清田委員、中村委員は欠席） 〔専門調査員：2人〕（全員対面） 有田専門調査員、松本専門調査員
5 議事の要点	別添のとおり
6 議案の審議内容	(1) 会長の選任について ・由井委員が選任された。 (2) 副会長の選任について ・金澤委員が選任された。 (3) 三者代表合議体の構成について ・公益代表2人に金澤副会長及び本田委員が指名された。 (4) 公益代表合議体の構成について ・別紙「公益代表合議体構成（案）」のとおり決定された。

(別 添)

事務局) 只今より、熊本県介護保険審査会総会を開催いたします。
まず、開催にあたりまして、熊本県健康福祉部長寿社会局長の本田より挨拶を申し上げます。

局 長) (挨拶)

事務局) 次に、総会の定足数について確認をいたします。

資料1の1ページを御覧ください。

当審査会運営規程第5条第2項の規定により、「総会は委員総数の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない」とされています。

本日は、元松茂樹委員、草村大成委員、清田直美委員、中村英一委員の4人の委員が所用のため欠席でございますが、オンラインによる参加も含めて委員総数18人中14人が御出席で、過半数に達しておりますので、この委員総会が成立していることを申し上げます。

次に、事前に送付しました資料の確認をさせていただきます。

資料は、会議次第、その裏面が委員等名簿、議案、資料1及び資料2、関係法令等の参考資料となっておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、委員等名簿につきましては、法律の規定に従い、被保険者代表、市町村代表、公益代表の順に記載しております。

被保険者代表と公益代表については50音順に、市町村代表については建制順に記載しておりますので御了承ください。

また、介護保険法第188条の規定により、介護保険審査会に、要介護認定又は要支援認定に関する処分に対する審査請求の事件に関し、専門の事項を調査させるため、専門調査員を置くことができるとされており、当審査会では2人の方に専門調査員を委嘱しておりますので、専門調査員の氏名も掲載しております。

次に、本日御出席の委員の御紹介をいたします。

なお、委員の皆様方におかれましては、事務局がお名前を読み上げました後に、一言御挨拶をいただければ幸いです。

まず初めに、被保険者代表委員から御紹介します。

公益社団法人熊本県老人クラブ連合会常務理事兼事務局長 伊津野裕昭 様
日本労働組合総連合熊本県連合会天草宇城上益城地域協議会事務局長 坂井徳明 様

熊本県地域婦人会連絡協議会理事 山田久美子 様

次に、市町村代表委員を御紹介します。

あさぎり町長 北口俊朗 様

次に、公益代表委員を御紹介します。

熊本県立大学総合管理学部准教授 井寺美穂 様
公益社団法人熊本県看護協会理事 猪本伸子 様
熊本保健科学大学公衆衛生看護学専攻科教授 岡順子 様
公益社団法人熊本県医師会副会長 金澤知徳 様
熊本大学法学部教授 倉田賀世 様
九州看護福祉大学看護福祉学部教授 生野繁子 様
公益社団法人熊本県理学療法士協会副会長 竹内久美 様
一般社団法人熊本県歯科医師会副会長 椿誠 様
弁護士 本田悟士 様
弁護士 由井照二 様

続きまして、専門調査員を御紹介します。

専門調査員 有田明美 様
専門調査員 松本由美 様

以上で、各委員、専門調査員の紹介を終わります。

それでは、議案審議に移ります。

資料1の2ページをご覧ください。

当審査会運営規程第8条第1項の規定では、総会については会長が議長となることになっておりますが、本日は、委員改選後の最初の総会でございます、会長がまだ決まっておりますので、会長が決まりますまで、事務局の方で議事を進めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(全委員了承)

それでは、当審査会の事務局長であります認知症施策・地域ケア推進課長の永野が、議長が決まりますまでの仮議長を務めます。

仮議長) 認知症施策・地域ケア推進課長の永野と申します。会長が決まりますまでの間、仮議長を務めさせていただきます。

それでは、議案(1)の会長の選任について、御審議いただきたく存じます。

介護保険法第187条第1項の規定により、会長は公益を代表する委員のうちから委員による選挙で選ぶこととなっております。

選挙には、投票による選挙と指名推薦の方法がありますが、特に皆様の御異議がなければ、指名推薦により行わせていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、指名推薦の方法で行わせていただきます。

会長について、どなたか御推薦はありませんか。

(挙手なし)

特にないようでしたら、事務局から御提案させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

事務局は、案がありますか。

事務局) 会長として、弁護士の由井委員を提案いたします。

仮議長) 皆様いかがでしょうか。

(全委員賛同)

皆様の御賛同が得られましたが、由井委員よろしいでしょうか。

(由井委員 了承)

ありがとうございます。

以上をもちまして、会長の選任が終わりましたので、ここからの議事進行は会長にお願いしたいと思います。

由井委員には、一言御挨拶をお願いします。

(由井委員 挨拶)

由井議長) それでは、議案2の副会長の選任について、御審議いただきたいと思います。

介護保険法第187条第2項の規定により、会長に事故があるときは、会長の選任方法を定めた同条第1項の規定に準じて選挙された者が、その職務を代行することとされております。

この会長の職務代行者については、当審査会運営規程第5条第4項第2号において、介護保険法第187条第2項に規定する会長の職務代行者となる副会長を委員総会で選任する旨規定されておりますので、会長の職務代行者となる副会長を、公益を代表する委員の中から選ぶことにしたいと思います。

副会長の選挙には、会長の選挙と同様、投票による選挙と指名推薦の方法がありますが、特に皆様の異議がなければ、指名推薦により行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、指名推薦の方法で行います。
副会長について、どなたか御推薦はありませんか。

(挙手なし)

特にないようでしたら、事務局から提案していただいてもよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

事務局は、案がありますか。

事務局) 副会長として、熊本県医師会副会長の金澤委員を提案いたします。

由井議長) 皆様いかがでしょうか。

(全委員賛同)

皆様の賛同が得られましたが、金澤委員よろしいでしょうか。

(金澤委員 了承)

それでは、金澤委員に一言御挨拶をお願いいたします。

(金澤委員 挨拶)

次に、議案3の三者代表合議体の構成について、審議を始めます。
事務局から説明をお願いします。

事務局) 資料右肩に「議案」と書かれた資料1頁の議案3をご覧ください。
この三者代表合議体は、要介護認定又は要支援認定に関する処分以外の保険料等に関する処分を審査対象とするものですが、その委員構成につきましては、介護保険法第189条第1項の規定により、会長、被保険者代表3人、

市町村代表3人、公益代表2人で構成することになっていますので、今から公益代表の2人を公益代表委員の中から決めていただくことになります。

由井議長) 公益代表委員2人を、この総会で決定することになるとのことですが、公益代表の中からどなたか御推薦いただけないでしょうか。

事務局は、案がありますか。

事務局) 事務局としましては、1人は副会長である金澤委員に、もう1人は、弁護士の本田委員にお願いできればと考えております。

由井議長) 金澤副会長、本田委員との案ですが、皆様いかがでしょうか。

(異議なしの声)

金澤副会長、本田委員、お願いしてよろしいでしょうか。

(金澤副会長、本田委員 了承)

それでは、次に議案4の公益代表合議体の構成について、審議を始めます。
事務局から説明をお願いします。

事務局) 再び、資料右肩に「議案」と書かれた資料の2頁(裏面)の議案4をご覧ください。

この公益代表合議体は、要介護認定又は要支援認定に関する処分を審査対象とするものですが、委員構成につきましては、介護保険法第189条第2項及び熊本県介護保険審査会条例第3条の規定により、公益代表委員の中から介護保険審査会が指名する3人をもって構成する合議体で取り扱うこととされています。

本県におきましては、同条例第2条により12人の方に公益代表委員をお願いしておりますので、この総会で御審議いただき、3人1組の合議体を4つ作っていただく必要がございます。

由井議長) 事務局案があれば、それを叩き台にして合議体の構成を検討していきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(全委員了承)

由井議長) 事務局は、案がありますか。

事務局) 先ほどの資料の議案4の3をご覧ください。

事務局案について説明いたします。

公益代表委員による合議体の構成は、先ほど申し上げましたように公益代表委員による3人1組の合議体を4つ作る必要があります。

国が示しております「介護保険審査会運営指針」では、各合議体に保健・医療・福祉の専門家と法律・行政関係者を配置するようになっておりますので、各合議体のバランス等を考慮しまして、事務局案を作成しております。

由井議長) 事務局案に何か御意見はございませんか。

(全委員 異議なし)

それでは、公益代表の合議体の構成について、事務局案どおりでよろしいでしょうか。

(全委員の賛同により確定)

最後に、4「その他」として、介護保険審査会の状況等について、事務局から説明をお願いします。

事務局) (資料2により説明)

審査会の開催につきましては、これまで同様、審査請求後、事務局で請求人の主張、処分庁の弁明を整理し、準備ができ次第、委員の皆様の日程調整を行わせていただきます。

なお、要介護認定又は要支援認定に関する審査会につきましては、原則として、第1合議体から順に開催いたしますのでよろしくお願いいたします。

以上で、事務局からの説明を終わります。

由井議長) ただ今の事務局の説明に関し、何か質問等がありますか。

伊津野委員) 2の(2)の裁決の状況の中で、取下げの主な理由として、納得感が得られたからと考えてよいですか。

事務局) おっしゃるとおり、審理の過程で納得感が得られたために取下げをするケースが多いようです。従いまして、最初の処分時に双方のコミュニケーションが十分になされていれば、審査請求にまで至らないケースも多かったのではないかと推察されます。

由井議長) 現在審査中の案件は何件ですか。

事務局) 本年度に受理した1件であり、その内容は要介護認定又は要支援認定に関する処分に対する審査請求です。

由井議長) 他に質問等はありませんか。

(挙手なし)

由井議長) 総会における審議事項は以上で終了です。

当審査会の運営規定第11条の規定により、本日の議事の会議録を作成する必要がありますが、会議録には署名人が必要です。

この署名人は議長が指名することになっていますので、被保険者代表から伊津野委員、公益代表から井寺委員にお願いしたいと思いますが伊津野委員、井寺委員よろしいでしょうか。

(両委員了承)

それでは、これで総会を終了します。

委員の皆様、御協力ありがとうございました。

事務局) 由井会長をはじめ、委員の皆様には、スムーズな議事進行に御協力いただき、ありがとうございました。

これをもちまして、介護保険審査会総会を終了いたします。

伊津野委員と井寺委員には、議事録ができましたら、署名をお願いしますので、よろしくお願いいたします。

本日は、ありがとうございました。

熊本県介護保険審査会運営規程第11条の規定により、ここに署名する。

委員: 伊津野 裕昭

委員: 井寺 美穂

